

## 第27表 道路標識の設置状況

(単位 枚)

区 分	設 置 枚 数		前 年 比
	令 和 3 年	令 和 2 年	
<b>総 数</b>	<b>847,181</b>	<b>845,224</b>	<b>1,957</b>
車 両 通 行 止 め 等	26,757	26,961	△204
歩 行 者 専 用	32,207	32,518	△311
自 転 車 ・ 歩 行 者 専 用	47,033	46,792	241
指 定 方 向 外 進 行 禁 止	68,293	68,364	△71
進 入 禁 止	28,838	28,852	△14
一 方 通 行	21,102	21,081	21
最 高 速 度	102,672	101,797	875
駐 車 禁 止 等	217,384	217,384	-
進 行 方 向 別 通 行 区 分	3,334	3,353	△19
バ ス 専 用 ・ 優 先	696	699	△3
一 時 停 止	141,814	141,745	69
歩 行 者 横 断 禁 止	18,802	18,722	80
車 両 横 断 禁 止	608	611	△3
転 回 禁 止	5,238	5,211	27
追 越 し ・ 追 い は み 禁 止	10,322	10,337	△15
横 断 歩 道 等	98,350	97,933	417
そ の 他	23,731	22,864	867

注 追いはみ禁止とは、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」のことである。  
 数値：交通規制課

## 第28表 交通信号機の設置状況(年次別)

(単位 か所)

区 分	平 成 31 年 令 和 元 年	令 和 2 年	令 和 3 年	
<b>総 数</b>	<b>15,966 (91)</b>	<b>15,981 (93)</b>	<b>15,996 (87)</b>	
うち) 交 差 点 用	<b>11,306 (12)</b>	<b>11,321 (14)</b>	<b>11,323 (9)</b>	
地 区 部	総 数	10,039 (87)	10,050 (89)	10,052 (84)
	うち) 交 差 点 用	7,327 (8)	7,338 (10)	7,337 (6)
域 市 郡 部	総 数	5,898 (4)	5,902 (4)	5,915 (3)
	うち) 交 差 点 用	3,952 (4)	3,956 (4)	3,959 (3)
島 部	総 数	29 -	29 -	29 -
	うち) 交 差 点 用	27 -	27 -	27 -

注 ( ) の数値は内数を示し、道路交通法第5条第2項に基づき、公安委員会が認めた者が設置又は管理する委託信号機である。

数値：交通管制課